

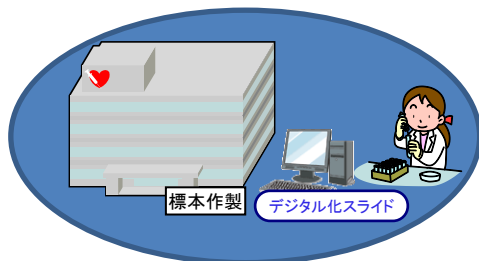
連携による病理診断を行う際の 施設基準について

特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する
手続きの取扱い

保医発0305第3号 平成30年3月5日

連携による病理診断：施設基準

送付・送信側
(保険医療機関)



【条件：望ましい】

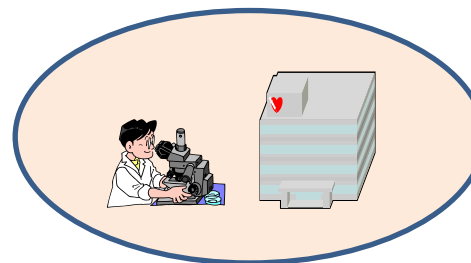
- ①常勤の検査技師
- ②5年以上の経験を持つ
- ③一人以上

常勤医師

当該保険医療機関において常態として週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている医師

但し、当該勤務時間以外に、自宅等の当該機関以外で病理画像の観察を行う医師は、様式80の2の届出記載上医療機関勤務とはならない

受取・受信側
(保険医療機関)
病理診断科開業施設の場合

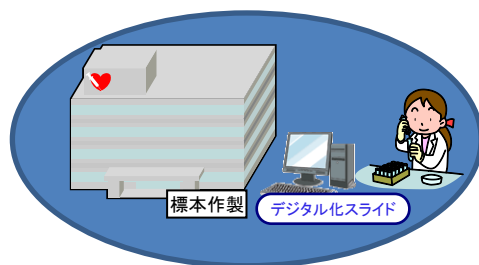


【条件：すべて必須】

- ①病理診断管理加算の届出
 - ②病理診断科を標榜する医療機関
 - ③複数の常勤の病理医師
 - ④少なくとも1名は経験歴7年以上
-
- ⑤標本送付の場合
同一のものが開設する衛生検査所からの標本が80%以下
 - ⑥デジタル病理画像の場合
施設基準に係る届出 (届出：様式79の2)
(デジタルに関しては⑤の適応はない)

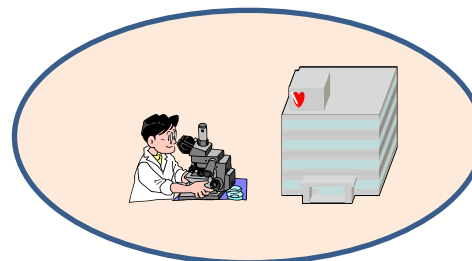
デジタル病理画像による術中迅速の連携 施設基準

送信側



- ①5年以上の経験を持つ
- ②常勤検査技師
- ③1名以上

受診側



- ①指定された5病院
- ②病理診断を専ら担当する常勤医師
- ③病理診断科を標榜する医療機関は入っていない(この点に注意)
- ④施設基準に係る届出(様式80)

デジタル病理画像による病理診断に関する施設基準

- ①病理診断管理加算に係る届出(様式80の2)
- ②病理画像の作成および管理につき十分な体制を整備

病理診断管理加算1の施設基準

- ①病理診断科を標榜する保険医療機関
- ②常勤で7年以上の病理診断経験を持つ医師
- ③1名以上
- ④病理標本作製および病理診断の精度管理を行う
十分な体制が整備
- ⑤十分な剖検数・生検数、剖検室等の設備：望ましい
- ⑥届出(様式80の2)

病理診断管理加算2の施設基準

- ①病理診断科を標榜する保険医療機関
- ②常勤で7年以上の病理診断経験を持つ医師1名以上
- ③常勤で10年以上の経験を持つ医師1名以上
- ④病院であること(開業施設はダメ)
- ⑤十分な剖検数・生検数、剖検室などの設備:必須
- ⑥CPCを少なくとも年2回以上施行
- ⑦同一病理標本を複数の常勤医師が検鏡診断する体制
- ⑧その医師の少なくとも1名は7年以上の経験年数を有する
- ⑨届出(様式80の2)

「悪性腫瘍病理組織標本加算」の施設基準(すべて必須)

- ①病理診断管理加算の届出施設
- ②病理診断科標榜の保険医療機関
- ③7年以上の経験年数の病理医が1名以上
- ④精度管理の十分な体制
- ⑤十分な剖検数・生検数、剖検設備等：望ましい
- ⑥届出(様式80の2)